

平成23年度

革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業

公募要領

平成23年6月

経済産業省 地域経済産業グループ

目 次

ページ

1. 事業の目的・補助対象事業について P. 1
2. 補助対象事業者について P. 2
3. 補助率及び補助対象経費等について P. 2
4. 事業実施期間について P. 3
5. 補助事業者の義務等 P. 3
6. その他 P. 4
7. 応募書類の提出について P. 4
8. 採択の審査及び結果通知について P. 6
9. 応募書類等の様式について P. 8
<参考> 公募に関する受付及びお問い合わせ先 P. 26

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

この補助事業は、革新的な技術を活用することにより大きなCO₂削減効果が期待できる世界最先端レベルの低炭素製品に関する生産技術を確立するために必要な国内での設備投資に対する支援を行うことにより、国内での工場立地を促進し低炭素型産業の大きな成長を図ることを目的とするものです。

(2) 補助対象

低炭素製品の性能向上や普及に資する世界最先端レベルの革新的な技術を活用することにより、大きなCO₂削減効果が期待できる製品又は部材の1号ラインの設置に係るもの。

(3) 補助対象要件

以下の要件をすべて満たすもの。

① 技術の革新性

性能や製造コストなどの面で、革新的な技術を用いる製品又は部材の製造に係るもの。

② グリーン技術分野

当該製品が、大きなCO₂削減効果が見込まれるグリーン技術分野に係るもの（アからウのいずれかに記載された技術分野に該当すること）。

ア. Cool Earthエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）

イ. 「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」

ウ. 「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の「環境・エネルギー課題解決産業」に記載された技術分野に係るもの。

③ 1号ライン

1号ライン（製造設備のうち、技術の革新性に関連するものが、補助対象事業者にとって、当該製品の製造のために初めて導入されるものであること）の設置に係るもの。

2. 補助対象事業者について

本補助金の補助対象事業者は、上記1.（3）に掲げる要件をすべて満たし、事業終了後の設備等の管理・運営等を責任持って実施することができる民間事業者とします。

また、現預金残高（バランスシート上の現金及び預金から短期の借入金を引いたもの）が投資額に対して十分に余裕がある上場企業（注1）は、本補助金の対象外とします。

なお、「中小企業」、「中堅企業」とは、以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指します。

	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
中堅企業	10億円以下	—
中小企業（注2）	3億円以下	300人以下

(注1) 以下の計算式を満たす上場企業は、本補助金の対象外

「現預金残高」－ 「1ヶ月の平均売上高」×「平均回転月数」－ 支援対象投資額 > 0
 平均回転月数：中小企業(4.4)、中堅企業(3.4)、その他の企業(2.4)

(注2) ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下、「大企業」という）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人（以下、「見なし大企業」という）。
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く）の役員又は職員が兼ねている法人

リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、原則、リース会社等は1申請について1社とします。ただし、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。また、契約期間が、導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）継続することを前提とした契約であること。割賦契約はリースには含まないこと。

3. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費及び補助金交付上限額

補助金の名称	補助対象事業		補助金交付上限額
	補助対象経費の区分	内容	
平成23年度革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業	(1) 設備費等	補助事業者の生産施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要な経費	15億円
	(2) 調査設計費	上記設備機械装置の据付け等に必要な調査費及び設計費	

(2) 補助率

補助率は以下のとおり。

補助対象事業者	補助率
中小企業以外の企業	1 / 3 以内
中小企業	1 / 2 以内

4. 事業実施期間について

交付決定後、補助事業について、速やかに事業に着手し、原則として、平成23年度中に事業を完了することとします。

5. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗よく状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は国の会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を返納していただくこととなります。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後7年間、補助事業に係る収益状況について報告していただくこととなります。本報告により収益が生じたと認められる場合には、補助金の交付額を限度として、返納していただくこととなります。ただし、直近2年間の企業収益（注1）の平均から、設備投資を実施したことによって事業終了の翌年度以降発生すると予想される負担額（支援対象投資額を7で割ったもの）を差し引い

たときに赤字（注2）となる企業（注3）については、収益納付を求めないこととします。

- ⑧ 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後4年間、事業の経過の状況について報告していただくことになります。

（注1）申請企業単体の営業利益、経常利益又は純利益を指す。

（注2）（直近2年間の企業収益の平均）－（支援対象投資額÷7） < 0

（注3）会社組織の変更等により直近2年間の決算がない企業の場合は、組織変更等の以前に当該事業を実施していた企業の直近2年間の決算

6. その他

- ① 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）

また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

- ② 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費は対象となりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業により整備された施設の運営、貸与により収益が生じたと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。なお、納付を命ずることができる金額は、補助金の確定額を上限とします。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんので御注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に所管の経済産業局に御相談ください。

7. 応募書類の提出について

（1）受付期間

平成23年6月1日（水）～平成23年7月7日（木）正午まで【必着】

（2）提出方法

応募される方は、別紙様式（P. 8～25）により作成の上、正本1部、写し10部（審査委員及び関係者含めて徴求）の計11部を、上記期間までに実施事業場所を管轄する経済産業局の担当課へ郵送又は持参にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切りまでに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕をもって送付されるよう十分御注意ください。

（3）提出先、問い合わせ先

本補助事業を実施する事業場を管轄する経済産業局へ提出ください。

応募書類の提出先の経済産業局担当課及び管轄区域等については（P. 26「（参考）公募に関する受付及びお問い合わせ先」）のとおりです。

また、この補助金に関するお問い合わせも同課にお願いします。

(4) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますので御利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/data/c110601aj.html>

申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(5) 提出書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）。
- ②以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本1部、写し10部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）を提出してください。
- ③なお、通しページを提出書類下中央に必ず打ち込み、A4タテファイルに綴じられるよう、パンチ穴を2箇所空けてください。
- ④応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ⑤「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんので御留意ください。

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様 式
提出書類	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書（同説明書に記載してある添付書類を含む）	様式第2
	<input type="checkbox"/> 応募者の概要がわかるもの（様式第3＋パンフレット等）	様式第3
	<input type="checkbox"/> 補助事業に係る実施体制図及び役割分担	様式第4
	<input type="checkbox"/> 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出）（直近3年分） * 設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある場合は、その企業の決算報告書を提出	様式無し
	<input type="checkbox"/> リース契約書（案）、リース料金計算書（リースの場合）（注2）	様式無し

(注) 提出書類及び補足資料は、正本1部、写し10部の計11部を紙媒体で提出するとともに電子媒体（CD-R（「提出書類」をWord形式で保存したもの）も提出してください。CD-Rには、必ず申請企業名を記載下さい。

(注2) リースを利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明で

きる書類（補助金の有無によるリース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等の差を明示）の提示を条件に、設置事業者とリース会社等との共同申請事業を認めます。また、契約期間が導入設備の処分制限期間（複数の場合は最長のもの）を使用することを前提とした契約であること。割賦契約はリースには含みません。

8. 採択の審査及び結果通知について

（1）採択時の主な審査内容

① 基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

1. （3）補助対象要件をすべて満たしているか

イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

② 事業内容に関する審査

ア. 技術の革新性

当該製品を従来製品と比較したときの技術の革新性

イ. 見込まれるCO₂削減効果

当該製品の生産・普及により見込まれるCO₂削減効果

ウ. 地域経済への波及効果

新規雇用創出

今回の事業における中小企業等との取引状況

エ. 海外流出懸念

当該事業における海外移転の検討状況

当該事業に対する海外からの誘致要請の有無

同種の製品又は部材の製造業に対して、海外政府による立地助成策が存在するか

オ. 集積効果

既存地域活性化策との連携がなされているか

地域の特異性に応じた集積地域の更なる発展に資するか

カ. 東日本大震災からの復興への寄与

被災地での新規雇用創出

今回の事業における被災地の中小企業等との取引状況

③ その他

全く同種の事業について多数の申請があった場合、上記の考慮要件を踏まえて優先すべき事業を選定

（2）採否の通知等

選定結果（採択又は不採択）の決定後は、各経済産業局等から速やかに通知します。

※採択者は、補助金の交付に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

（3）公募のスケジュール

6月 1日（水）～ 7月7日（木）正午 受付期間

7月 7日（木）～
8月上旬

採択審査
採択内示

（４）その他

本制度では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容が妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

9. 応募書類等の様式について

(様式第1)

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名 印

平成 年度革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業の応募について

革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第2)

住 所

氏 名 (法人の名称及びその代表者の氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の目的及び内容

(イ) 目的及び内容

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(ハ) 事業実施部分の敷地・建物の所有関係

* 他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

また、新規での用地取得又は新規での建屋建設の場合はその旨記載すること

(ニ) 延べ床面積 (補助事業実施に係る部分)

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 補助事業の開始 (予定) 年月日

(ロ) 補助事業の完了 (予定) 年月日

(3) 添付書類

(イ) 補助事業の実施場所の付近見取図

(ロ) 設備の配置図

2. 補助事業の効果

(1) 1号ラインにて生産する新製品または新部材の名称

* 「設備投資関係 (別添1)」の1の記述を記載のこと

(2) 1号ラインにて生産する新製品または新部材の技術革新性

* 「技術革新性関係 (別添3)」の2の記述を簡潔に記載のこと

(3) 新商品または新部材の普及によるCO₂削減効果

* 「CO₂削減効果関係 (別添5)」の(3)の合計値を記載のこと

(4) 添付書類

上記(1)～(3)の根拠となる資料 (別添1～6)

3. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

① 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
設 備 費 等				
調 査 設 計 費				
小 計				
そ の 他				
合 計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

(イ) 設備費等

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(ロ) 調査設計費

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
小 計				
合 計				

(ハ) その他

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	備 考
合 計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること
補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

(注) 補助対象経費には、消費税等相当額を除いた額を記載すること

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

設備投資関係

1. 今回の補助事業で設置する 1号ラインで製造する製品又は部材の名称

2. 上記の製品又は部材に関して、「Cool Earthエネルギー革新技術計画（平成20年3月経済産業省）」、「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議）」又は「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の「環境・エネルギー課題解決産業」において該当する技術分野

3. 今回申請する 1号ラインの設備投資計画

(同一の事業場において新たに設置する補助金未申請の設備も記載のこと)

設備名称※	単価 (千円)	数量 (台)	金額 (千円)	製造する製品又は 部材 (用途を含む)	設置する事業場名 (所在市町村)
【補助申請分】					
①					××工場 (○○県△△市)
②					
小計					
【補助申請以外分】					
③					
④					
小計					
合計					

※今回初めて設置する設備は設備名称の末尾に「(新)」と記入すること。

経営情勢関係

1. 経営環境

(1) 現預金残高が投資額に対し、過大でないこと。(上場企業のみ)

- ①直近年度の現預金残高(決算の現金及び預金から短期の借入金を引いたもの)
 ②1ヶ月あたりの平均売上高(決算の売上を12ヶ月で割ったもの)
 ③平均回転月数(中小企業:4.4, 中堅企業:3.4, その他の企業:2.4)
 ④支援対象投資額

(単位:百万円)

	企業形態(いずれか選択)※1	上場企業 ・ 非上場企業	
①	(1) 現金及び預金		
	(2) 短期の借入金		
	(1) - (2)		
②	(3) 年間売上		
	(4) / 12		
③	平均回転月数		
④	支援対象投資額		
	② × ③ + ④		
⑤	判定※2	過大でない	過大である

※1 非上場企業は、企業形態にて「非上場企業」を選択し、①～⑤は記載不要

※2 ① < (② × ③ + ④) の場合、「過大でない」に○

(2) 企業収益の状況(全企業が記載)

直近2年間の収益状況(決算の単体ベースのもの)を記入

(単位:百万円)

	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平均
営業利益			
経常利益			
当期純利益			

(3) 投資負担(全企業が記載)

以下の表に記入し、投資負担の区分を判定

(単位:百万円)

項目	(A)	(B)	(C)	投資負担※
内容	(2) 平均の最小	補助対象経費	(B) / 7	(A) < (C)
記入欄				大・小

※(A) < (C) が成立するときは大に○

技術革新性関係

1. 製品又は部材の概要と主な用途

* 製品又は部材の写真などイメージできるものを必ず添付のこと。

2. 製品又は部材の従来製品と比較したときの革新性（例えば、LEDチップであれば、従来LEDチップと比較したときの革新性）

(1) 製品又は部材の性能面での革新性

(2) 製品又は部材の製造コスト面での革新性

(3) その他（製品又は部材のその他の技術的特長について記載）

項目	今回製品	従来製品
(記載例) 環境負荷	○	× (有害□□を使用)
(記載例) 安全性	○ (国際標準××に適合)	△

3. 製品又は部材の商業的受容性

新製品又は新部材の商業的受容性（記載例）

<従来製品または部材：○○○○○○>

単位：百万円

年度	23	24	25	26	27	合計
既に取り引関係がある取引先						
(株)○○工業						
(株)△△製作所						
現在交渉中の取引先						
(株)□□工業						
(株)◇◇製作所						

(注) 具体的企業名を記載のこと

<今回製品または部材：△△△△△△△>

単位：百万円

年度	23	24	25	26	27	合計
既に取り引関係がある取引先						
(株)○○工業						
(株)△△製作所						
現在交渉中の取引先						
(株)□□工業						
(株)◇◇製作所						

(注) 具体的企業名を記載のこと

1号ライン関係

1 技術の革新性に関連する製造設備

設備名称	製造工程上の役割	金額 (単価)	設置する事業場名 (所在市町村)

2 技術の革新性との関連性

例 従来の製造設備では、〇〇〇〇な点から部材を〇〇 μ まで微細化が困難であった。今回導入する□□□□□は、〇〇〇〇な点で優れており、 $\times\times\mu$ まで微細化が可能になる。このことによって、当該部材は $\Delta\Delta$ の面で性能が向上するという技術の革新性がある。

3 製品または部材の生産のために初めて導入する設備か (はい ・ いいえ)

CO2削減効果関係

※参考例を見た上で、記入ください。

- 1 製品又は部材によるCO2削減効果の内容（生産プロセスの改善による削減効果はのぞく）

- 2 フル稼働時の1号ラインのCO2削減効果（平成28年度末まで）

年度	～平成28年度末
平成28年度までフル稼働したときの生産能力（百万円）	
1で記載したCO2削減効果（kg-CO2）（注）	

（注）商品又は部材の生産・普及により見込まれるCO2削減効果（生産プロセスの改善による削減効果は除く）。考え方が確認できるよう、別紙に計算過程を記述し、用いたデータは、出典を明記し、コピーを添付してください。

- 3 本格量産（将来見通し）

年度	24	25	26	27	28	合計
生産計画（百万円）						
CO2削減効果（t-CO2）（注）						

（注）新商品又は新材を本格量産する場合に見込まれるCO2削減効果（生産プロセスの改善による削減効果は除く）。考え方が確認できるよう、別紙に計算過程を記述し、用いたデータは、出典を明記し、コピーを添付してください。

CO₂削減効果関係の計算例1 製品又は部材によるCO₂削減効果(1) 商品又は部材によるCO₂削減効果の具体的内容<例>

・商品がLED照明の場合、その商品を同一性能の白熱電球を交換した場合の省エネによるCO₂削減効果

・商品がリチウムイオン電池の場合、現行ガソリン車からその商品を搭載したエコカーに乗り換えた場合のCO₂削減効果

(2) 1号ライン分

① CO₂削減効果は、下記の2つの指標に基づいて計算。

$$\text{CO}_2 \text{削減効果} = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：1製品当たりのCO₂削減量本事業による製品、(部材の場合は、最終製品) 1コあたりのCO₂削減量

指標B：生産数量(今後5年間)

本事業(1号ライン)とその後の量産による生産数量。部材の場合は、指標Aの製品の生産数に換算したもの。

② 算定に当たっての注意事項

- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを使用すること。
- ・データの出典が確認できるよう、コピーを添付すること。

③ 計算例

ア. 革新的なLEDチップの1号ラインの場合

CO₂削減効果：LED照明に換算し、同クラスの白熱電球から買い替えた場合のCO₂削減効果

○ 指標A (LED照明1コあたりのCO₂削減量)は、以下のとおり

項目	数値	単位	根拠
LED照明の消費電力 P1	***	W	△△社製、〇〇Wタイプの定格消費電力
白熱灯の消費電力 P2	***	W	××社製、〇〇Wタイプの定格消費電力
標準点灯時間 T1	40,000	時間	△△社製、〇〇WタイプLEDの寿命
電力のCO ₂ 換算係数 R	0.373	kg/Wh	21年度電気事業者別電力排出係数の平均値

$$A = \{P2 - P1\} \times T1 \times R \text{ (kg/Wh)} = \text{〇〇 kg-CO2}$$

○ 指標B (LED照明に換算した生産計画) は、以下のとおり

LED照明1コあたりに要するLEDチップ nコ・・・(〇〇Wタイプ)

B = (LEDチップの生産数) / n (コ) (表参照)

よって、CO2削減効果は、以下のとおりとなる

1号ライン	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
新製品生産計画 (コ)						
LED照明換算 (コ)						
CO2削減効果 (t-CO2)						

イ. 革新的なEV向けリチウムイオン電池の1号ラインの場合

CO2削減効果: 製造するリチウムイオン電池をEV車に換算し、ガソリン車と比較して、EV車を購入した場合のCO2削減効果

○ 指標A (EV車1台あたりのCO2削減量) は、以下のとおり。

項目	数値	単位	根拠
EV車のCO2排出量 P1	****	g-CO2/km	取引予定の△△社のEV車
販売中のガソリン車の CO2排出量 P2	****	g-CO2/km	EV車と同クラスの平均、国土交通省自動車燃費一覧
年間走行距離 L1	****	km	自動車輸送統計
平均使用年数 Y	****	年	登録車の平均使用年数推移、自動車情報センター

$$A = \{P2 - P1\} \times L1 \text{ (km)} \times Y \text{ (年)} = \text{〇〇 kg-CO2}$$

○ 指標B (EVに換算した生産計画) は、以下のとおり

EV1台あたりに要するリチウムイオン電池 nコ・・・(〇〇Wタイプ)

リチウムイオン電池の生産数 (表参照)

B = (リチウムイオン電池の生産数) / n (台) (表参照)

よって、CO2削減効果は、以下のとおりとなる

1号ライン	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
新製品生産計画 (コ)						
EV車換算 (台)						
CO2削減効果 (t-CO2)						

地域経済への波及効果

1 新規雇用創出（1号ラインに限定）

〇〇人（事業完了の翌年度末までの見込み）

※事業完了の翌年度までの見込みを記入。なお、事業完了の翌年度に新規雇用創出について調査することがある。

2 中小企業等への波及効果

今回の事業について、中小企業等へ発注予定のものを記載

（補助対象部分）

発注予定のもの	発注予定先会社名	所在地	金額（百万円）
合計			

（補助対象以外の部分）

発注予定のもの	発注予定先会社名	所在地	金額（百万円）
合計			

海外流出懸念関係性

1. 当該事業に対する海外移転の検討状況

* 本補助金の交付が受けられなかった場合の対応

特に、海外移転を検討している場合には、地域、規模等を具体的に記載

2. 当該事業に関して海外（国、企業）からの誘致要請の有無

* 有の場合には、誘致要請した者、条件等について具体的に記載

3. 同種事業に対する海外政府による立地助成策

(1) 立地助成策の有無

(2) 立地助成策の概要（上記1.「有」の場合）

①助成策の名称：

②国名：

③助成策の内容（含む予算額、助成対象製品・部材及び内外無差別か否かなど）

集積効果関係

1. 国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無

(国の地域活性化策の例) 地域再生計画(内閣府)、企業立地促進法に基づく基本計画(経済産業省)、産業クラスター計画(経済産業省)、定住自立圏構想(総務省)、頑張る地域応援プログラム(総務省)、地域雇用創造推進事業(厚生労働省)、地域自立・活性化総合支援制度(国土交通省)など、内閣官房の「地域活性化施策の推進に関する検討チーム」が定めた地域活性化施策体系に関連する事業のうち、企業立地促進との関連がある事業。

* 関連がある場合には、その施策名と計画との位置づけを記載し、該当箇所の記述を添付のこと

2. 地域の特性の活用

地域の特性に応じた集積地域の更なる発展に資する事業となっているか。

東日本大震災からの復興への寄与

※1、2は別添6に記載した内容のうち、東日本大震災からの復興に関連するものを記入。

1 被災地における新規雇用創出（1号ラインに限定）

〇〇人（事業完了の翌年度末までの見込み）

※事業完了の翌年度までの見込みを記入。なお、事業完了の翌年度に新規雇用創出について調査することがある。

2 被災地における中小企業等への波及効果

今回の事業について、被災地における中小企業等へ発注予定のものを記載

（補助対象部分）

発注予定のもの	発注予定先会社名	所在地	金額（百万円）
合計			

（補助対象以外の部分）

発注予定のもの	発注予定先会社名	所在地	金額（百万円）
合計			

3 その他、東日本大震災からの復興に寄与する事項

(様式第3)

会社概要

社名			
代表者役職			
代表者氏名			
本社所在地			
設立年月日		決算月	
資本金	千円	従業員	人
企業分類 (いずれかに○)	中小企業・中堅企業・その他の企業		
現預金残高	過大でない・過大である・対象外		別添2(1)参照
投資負担	大・小		別添2(3)参照
事業内容			
親会社			
備考			

補助事業の内容

新製品又は新材				
グリーン技術分野				
事業実施場所				
事業費 (千円)	総事業費	補助対経費	補助額	補助率
その他	用地の新規取得 (新規取得は○)	建屋の新設 (新設は○)	リースの利用 (利用は○)	
	○or×	○or×	○or×	

(様式第4)

実施体制図

記述 内容	<ul style="list-style-type: none">▪ 本事業の実施体制がわかるような、体制図を作成する。▪ 実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。▪ 実施体制表に記入した者のうち、主要な担当者については、職場内での経歴・専門あるいは得意とする分野等について記述する。
<ul style="list-style-type: none">▪ 業務実施体制 ※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。 <div data-bbox="264 745 1098 1507"><p>The diagram illustrates an implementation structure. It features a large box at the top left containing a list of items to be recorded: '氏名・役職' (Name and Position), '本事業における役職名' (Position name in this business), and '本事業における役割等' (Roles in this business). Below this, a flowchart shows a 'リーダー' (Leader) box connected to a 'サブリーダー' (Sub-leader) box, which in turn connects to two 'メンバー' (Member) boxes. Each box contains the text: '氏名' (Name), '役職' (Position), and '役割' (Role).</p></div>	

<参 考 1>

公募に関する説明会、受付 及びお問い合わせ先 経済産業局等 (担当課室)	所在地／TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
経済産業省 地域経済産業グループ 産業施設課	TEL:03-3501-2857 FAX:03-3501-6270 http://www.meti.go.jp/	*公募資料の提出は、 事業実施場所を管轄 する経済産業局へ提 出ください。
北海道経済産業局 産業部 産業立地課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 TEL:011-736-9625 FAX:011-709-1798 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋 田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都 心合同庁舎1号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼 玉、千葉、東京、神奈 川、新潟、山梨、長野、 静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	富山、石川、岐阜、愛 知、三重
近畿経済産業局 地域経済部 地域開発室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁 舎1号館 TEL:06-6966-6012 FAX:06-6966-6077 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大 阪、兵庫、奈良、和歌 山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広 島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合 同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高 知
九州経済産業局 産業部 産業立地課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL:092-482-5435 FAX:092-482-5947 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊 本、大分、宮崎、鹿児 島
沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課	〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL:098-866-1727 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄